

「愛知県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託」企画提案公募要領

次のとおり愛知県県営住宅退去者に関する滞納家賃等の回収業務委託に係る業者を選定するため、以下により企画提案書等の提出を募集します。

1 業務の概要

(1) 委託業務の名称

愛知県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託

(2) 委託業務の内容

県営住宅を退去した者の滞納家賃等について、完全成功報酬制により回収業務を委託する。

業務委託の内容は、別添「愛知県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託仕様書」のとおり。

2 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 弁護士（弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者をいう。）又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (2) 弁護士法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までに規定する懲戒処分を受けたことがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 スケジュール

項 目	期 間
① 募集要領等の公表・配布	令和7年8月4日(月)から令和7年8月29日(金)まで
② 参加表明書等の受付	令和7年8月4日(月)から令和7年8月19日(火)まで
③ 質問書の受付	令和7年8月4日(月)から令和7年8月20日(水)まで
④ 参加資格の確認	令和7年8月4日(月)から令和7年8月26日(火)まで
⑤ 企画提案書の受付	令和7年8月4日(月)から令和7年9月1日(月)まで
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年9月中旬(予定)

4 参加手続

(1) 参加表明書等の様式の入手方法

参加に必要な様式は、愛知県のホームページからダウンロードするか、建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室住宅管理グループで受け取ってください。

(2) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、参加表明書等を提出してください。参加表明書等のない者の参加は認められません。

①提出書類 参加表明書（様式 1－1）

提案者概要（様式 1－2）

※概要を紹介したパンフレット及び組織図を添付してください。

弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類（写し可）

②提出部数 1 部

③提出期限 令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時まで（必着）

④提出方法 事前連絡のうえ持参又は郵送により提出してください。

（提出期限までに必着のこと。）

⑤提出先 建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室住宅管理グループ

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書を提出してください。質問に対する回答は、すべての参加者に対して、参加表明書記載のメールアドレスへ電子メールにより回答します。

①提出書類 質問書（様式は任意）

②提出期限 令和 7 年 8 月 20 日（水）まで

③提出方法 ファックス(052-962-0353) 又は
電子メール (jutakukanri@pref.aichi.lg.jp)

④提出先 (2) ⑤に同じ

⑤回答日 令和 7 年 8 月 26 日（火）まで

(4) 企画提案書及び成功報酬見積書の提出

①提出書類 ・応募申込書（様式 2）

・企画提案書（様式 3-1、3-2、3-3、3-4）

※企画提案書の各様式の提出上限枚数は以下のとおりとします。

様式 3-1、3-2、3-4 各 2 枚（記載は表面のみ）

様式 3-3 3 枚（記載は表面のみ）

・成功報酬見積書（様式 4）

②提出部数 9 部（1 部を正本とし、残り 8 部は複写で可）

③提出期限 令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時まで（必着）

④提出方法 事前連絡のうえ持参または郵送により提出してください。

⑤提出先 (2) ⑤に同じ

(5) 提出書類等の作成留意事項

①提出書類等は、原則として A 4 判、縦型、横書き、左綴じで作成してください。

②提出書類等に記載する文字の大きさは、12 ポイントとし、書体は任意とします。

③企画提案書については、文書を補完するためにイラスト、イメージ図の使用も可としますが、提出上限枚数に含むものとします。

④企画提案書が提出上限枚数を超えて提出された場合、超えた部分については評価しません。

5 選考方法

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査を行い、最優秀提案者を選定します。

審査委員会は非公開とし、審査方法に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 評価項目と評価基準

評価項目	評価の着眼点	評 価 基 準	配点
業務実施体制	業務への取組体制	委託業務に従事する職員等取組体制が充実する場合に、より優位に評価します。	15点
	個人情報保護体制	方針・体制等が確立されている場合に優位に評価します。	10点
業務実施手法	実施手順	催告の方法、居所等調査、収納の方法、債権の管理方法等が具体的に提案されており、適切と認められる場合に優位に評価します。また、その他有益な提案があると認められる場合、過去3年間における債権回収業務の受託実績がある場合にも優位に評価します。	35点
報酬に関する事項	成功報酬率により、より低率な提案を評価します。		40点

(3) 参加が無効になる場合

以下の項目に該当する場合は、参加を無効とします。

- ①提出書類の提出期限、提出方法、提出先の全部又は一部が適合しないもの。
- ②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ④審査委員に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、令和7年9月中旬に全提案者に対して郵送で通知します。

6 業務委託の契約手続

選定された最優秀提案者と契約します。

ただし、選定された最優秀提案者が辞退した場合は、次点の提案者を繰り上げて最優秀提案者とします。

本業務を効果的に行うためには、一定の継続性が必要と認められることから、3年の長期継続契約とします。ただし、予算が措置されない場合を除きます。

7 留意事項

- (1) 参加に必要な経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとしますが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合があります。
- (4) 提出された書類は、業務受託者となった者については、独自の手法に係る部分や個人情報に係る部分を除いて業務受託者の了解を得ることなく公表する場合があります。

8 問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室住宅管理グループ

担当 小関（崇）、梶原

電話 052-954-6581（ダイヤルイン）

FAX 052-962-0353 E-mail jutakukanri@pref.aichi.lg.jp